

## 第1章 総則

### 第1節 目的

この計画は水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条第1項及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の趣旨に基づき、洪水、内水、津波又は高潮による水災を警戒し防御し、これによる被害を軽減するため、市内の各河川、海岸及びため池等に対する水防上必要な監視・予防、警戒、通信連絡、輸送及び水こう門等の操作、水防のための消防署、消防団（水防隊）、その他関係各機関の活動、水防管理団体相互間の応援並びに水防に必要な資器材、施設の整備と運用、避難立退きについて実施の大綱を示したものであり、蒲郡市地域防災計画と相まって水災の軽減に努めることを目的としたものである。

### 第2節 用語の定義

#### 1 蒲郡市水防本部

蒲郡市内における水防を統轄するために設置し、本部事務局を消防本部内に置く。

#### 2 蒲郡市災害対策本部

災害対策基本法に基づいて設置した機関で、本部事務局を蒲郡市役所内に置く。

#### 3 蒲郡市水防本部長

蒲郡市長をいう。

#### 4 水防管理団体（法第2条第2項）

蒲郡市をいう。

#### 5 指定水防管理団体（法第4条）

蒲郡市をいう。

#### 6 水防管理者（法第2条第3項）

蒲郡市長をいう。

#### 7 消防機関の長（法第2条第5項）

消防長をいう。

#### 8 水防協力団体（法第36条第1項）

法第36条に規定する団体であつて、水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認めて、水防管理者が指定した団体をいう。

#### 9 水防警報（法第2条8項、第16条）

指定河川、海岸（愛知県沿岸）について知事が洪水、津波又は高潮によって災害が起るおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

### 第3節 水防の責任

#### 1 水防管理団体の水防法上の一時的責任又は権限

水防管理団体である市は、次の事項により市内における水防を十分に果たすべき責任を有する。(法第3条)

- (1) 水防体制を確立すること (法第3条)
- (2) 消防団(水防隊)を整備すること (法第5条)
- (3) 水防倉庫の設置及び資器材の備蓄 (法第3条)
- (4) 通信連絡系統を確立すること (法第2条第6項、法第3条)
- (5) 随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸等の管理者に連絡して必要な措置を求めること (法第9条)
- (6) 水位状況の関係者への通報 (法第12条)
- (7) 消防団(水防隊)を出動させ、又は出動の準備をさせること (法第17条)
- (8) 警戒域を設定し、立入を禁止若しくは制限し、退去を命ずること (法第5条3項、法第21条第1項)
- (9) 警察官の出動を求めること (法第22条)
- (10) 他の水防管理団体への応援要請及び応援に要する費用の要請者負担 (法第23条)
- (11) 水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させること (法第24条)
- (12) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときに、直ちにこれを関係者に通報すること (法第25条)
- (13) 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めること (法第26条)
- (14) 水防上緊急を要する通信のために、電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設等を使用すること (法第27条)
- (15) 水防上緊急の必要があるときの公用負担権限を行使すること (法第28条)
- (16) 危険が切迫しているときに必要な区域の居住者に対して立退きを指示すること (法第29条)
- (17) 水防に要する費用を負担すること (法第41条)
- (18) 法第24条により水防に従事した者に対する災害補償をすること (法第45条)
- (19) 平常時における市内の河川、海岸等の巡視及び異常個所の通報 (法第9条)
- (20) 消防事務との調整 (法第50条)
- (21) 水防協力団体の指定、監督 (法第36条、法第39条)
- (22) 水防協力団体に対する必要な情報の提供又は指導若しくは助言 (法第40条)

#### 2 指定水防管理団体の責任

指定水防管理団体は1に加え次の事項の責任を有する。

- (1) 消防機関が水防を十分行えない場合の消防団(水防隊)の設置 (法第5条第2項)
- (2) 水防計画の策定、要旨の公表、知事への届け出 (法第33条第1項・第3項、法第49条第1項)
- (3) 水防活動従事者の安全への配慮 (法第33条第4項)
- (4) 水防事務組合及び水害予防組合における水防協議会の設置 (法第33条第2項)
- (5) 毎年の水防訓練 (法第32条の2)

#### 3 市防災会議の責任

- (1) 市地域防災計画に、洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる次項について定めること (法第15条第1

項)

- 一 洪水予報等の伝達方法
  - 二 避難場所及び避難経路に関する事項
  - 三 災害対策基本法に基づく洪水等に係る避難訓練の実施に関する事項
  - 四 浸水想定区域内の次に掲げる施設の名称及び所在地
    - イ 利用者の洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められる地下街等
    - ロ 利用者の洪水時等の避難の確保を図る必要があると認められる要配慮者利用施設
    - ハ 洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められる大規模工場等
  - 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (2) 市地域防災計画において、地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めること（法15条第2項）

#### 4 市長の責任

避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表をすること。（法第15条の2第6項、第7項）

#### 5 市地域防災計画に定められた地下街等の所有者又は管理者の責任

地下街等の利用者の洪水時の避難及び浸水の防止を図るために必要な訓練等に関する計画を作成すること。（法第15条の2）

#### 6 気象庁長官（名古屋地方気象台長）の水防の責任

気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときには、その状況を国土交通大臣及び愛知県知事（水防本部長）に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させること。（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）

#### 7 その他水防上重要な施設の管理者の責任

水門、堰、えん堤、ため池、排水ポンプ場等その操作及び維持管理が水防上重要な施設を日常管理点検するとともに、水害が予想されるときは、応急措置を講じ、また必要に応じて水防管理者の指示に従うこと。

#### 8 水防協力団体（代表者）の業務又は権限

- (1) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときに、直ちにこれを関係者に通報すること（法第25条）
- (2) 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めること（法第26条）
- (3) 消防団（水防隊）及び水防を行う消防機関と密接に連携し、水防上必要な監視、警戒その他の水防活動へ協力すること（法第37条第1号、第38条）
- (4) 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること（法第37条第2号）
- (5) 水防に関する情報又は資料の収集、提供をすること（法第37条第3号）
- (6) 水防に関する調査研究、知識の普及及び啓発をすること（法第37条第4号、第5号）

#### 9 警察官の事務

水防上緊急の必要がある場所において、消防団長（水防隊長）、消防団員（水防隊員）若しくは消防機

関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときに、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入を禁止又は制限し、若しくはその区域からの退去を命ずること。(法第21条第2項)

## 10 住民の義務

常に気象状況、水防状況等に注意し、水防管理者から要請があったときは水防に従事するとともに、水防管理者等から立退きの指示があったときはその指示に従うものとする。(法第24条、法第29条)

### 第4節 津波における留意事項

津波は、発地点から当該沿岸までの距離に応じて、「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。これらは、津波襲来までの時間が異なるため、水防活動及び消防団員（水防隊員）の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難までの所要時間がかかる場合は、消防団員（水防隊員）自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも消防団員（水防隊員）自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

### 第5節 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれかにおいても、消防団（水防隊）自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、消防団（水防隊）自身の安全は確保しなければならない。

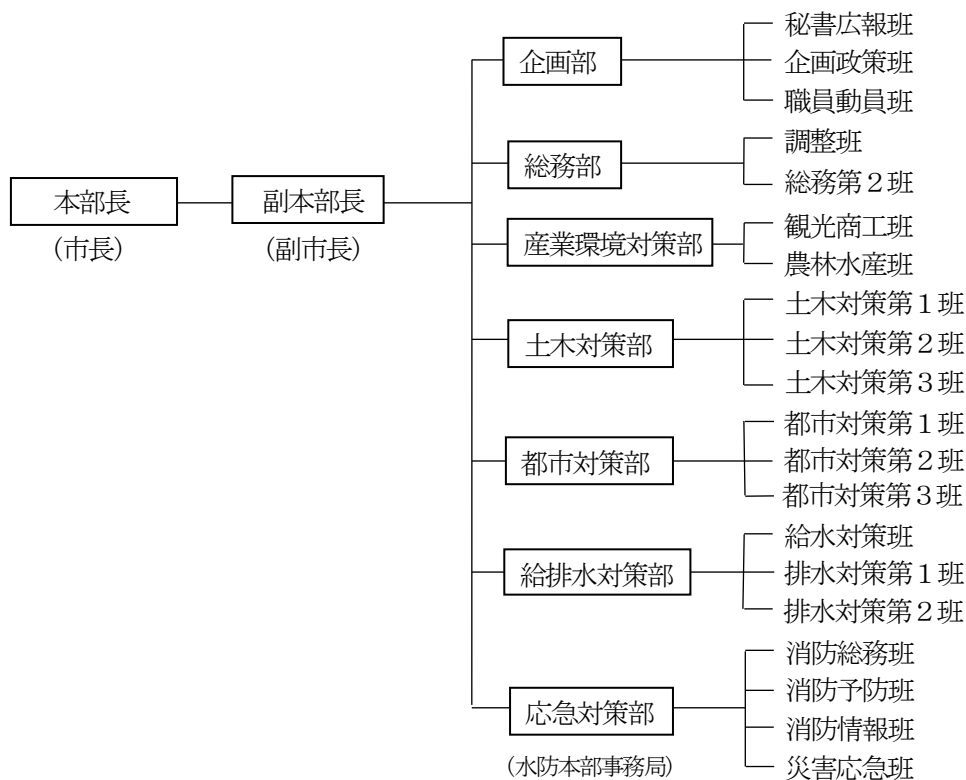
## 第2章 水防組織

### 第1節 市の水防組織と事務分掌

#### 1 水防本部の組織

水防本部機構図は次に示すとおりである。

(部及び班は、蒲郡市災害対策本部要綱に定める部及び班とする。)



#### 2 水防本部の事務分掌

水防本部に属する者は、責任の重大であることを自覚し、常に気象・水位の状況等に注意して水防事務の完全な遂行に努めなければならない。

##### (1) 各部班の所掌事務

##### ア 企画部

##### (ア) 秘書広報班

- ・ 本部長の秘書に関すること。
- ・ 災害情報の広報に関すること。
- ・ 報道機関に対する災害情報の発表に関すること。

##### (イ) 企画政策班

- ・ 国・県への要望書等の作成に関すること。
- ・ 陳情・要望等の調整に関すること。
- ・ 食糧・救援物資配布の総合調整に関すること。

##### (ウ) 職員動員班

- ・ 職員の動員及び配備の調整に関すること。
- ・ 職員の給食に関すること。
- ・ 職員等の休憩室、仮眠室に関すること。

イ 総務部

(ア) 調整班

- ・防災行政無線の運用に関すること。
- ・巡視、警戒等出動記録の取りまとめに関すること。
- ・各班及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- ・その他の班に属さないこと。

(イ) 総務第2班

- ・重要な情報システムの代替手段の確保に関すること。
- ・重要な情報資産のバックアップに関すること。
- ・ネットワークシステムの被害状況の把握及び応急復旧に関すること。

ウ 産業環境対策部

(ア) 観光商工班

- ・所管施設の巡視、警戒に関すること。
- ・観光関係団体の連絡調整に関すること。

(イ) 農林水産班

- ・ため池、農林道、豊川用水等所管施設の巡視、警戒に関すること。
- ・農林道の通行止、迂回通行制限等に関すること。
- ・農林漁業団体との連絡調整に関すること。

エ 土木対策部

(ア) 土木対策第1班

- ・河川、水路、急傾斜地、市道、橋梁等の巡視、警戒に関すること。
- ・水防用資器材の準備、手配に関すること。
- ・土木建設関係業者等への協力要請に関すること。
- ・市道、橋梁等の通行止、迂回通行制限等に関すること。
- ・倉舞港等港湾施設の巡視、警戒に関すること。

(イ) 土木対策第2班

- ・幹線道路の巡視、警戒に関すること。
- ・道路関係機関との連絡調整に関すること。

(ウ) 土木対策第3班

- ・部内各班の業務に関すること。

オ 都市対策部

(ア) 都市対策第1班

- ・土木対策第1班の応援業務に関すること。

(イ) 都市対策第2班

- ・土木対策第2班の応援業務に関すること。

(ウ) 都市対策第3班

- ・土木対策第1班の応援業務に関すること。

カ 給排水対策部

(ア) 給水対策班

- ・排水対策の応援業務に関すること

(イ) 排水対策第1班

- ・部内各班の業務に関すること。

- ・所管施設等の巡視、警戒に関すること。

(イ) 排水対策第2班

- ・所管施設等の巡視、警戒に関すること。

キ 応急対策部

(ア) 消防総務班

- ・水防本部事務局に関すること。
- ・消防職員の動員に関すること。
- ・消防団員（水防隊員）の招集、出動に関すること。
- ・水防活動状況の収集及び被害記録の作成に関すること。
- ・水防報告に関すること。  
(消防団（水防隊）の事務分掌)
- ・各分団の巡視、警戒に関すること。
- ・各分団の活動状況等の報告に関すること。
- ・総務部総務班及び災害応急班との連絡調整に関すること。

(イ) 消防予防班

- ・水防用資器材の準備、手配に関すること。
- ・総務班の業務の協力に関すること。

(ウ) 消防情報班

- ・情報の収集に関すること。
- ・気象観測及び気象情報の受領、伝達に関すること。
- ・水防信号に関すること。
- ・水防通信に関すること。

(エ) 災害応急班

- ・巡視、警戒に関すること。
- ・水こう門等の操作その他水防作業に関すること。

## 第3章 水防施設

### 第1節 水防倉庫及び資器材

#### 水防施設

(1) 水防倉庫

水防倉庫の位置は次のとおりである。

ア 大塚水防倉庫

蒲郡市大塚町平原125-6

イ 蒲郡水防倉庫

蒲郡市港町847-5（蒲郡駅南土地地区画整理地内18街区仮14番）

ウ 清田水防倉庫

蒲郡市清田町上大内2-10

エ 塩津水防倉庫

蒲郡市竹谷町今御堂54-9

オ 形原水防倉庫

蒲郡市形原町佃2-1

カ 西浦水防倉庫

蒲郡市西浦町川東18-10

キ 宮成水防倉庫

蒲郡市宮成町8-17

(2) 水防資材庫

知柄水防資材庫

蒲郡市西浦町大知柄48-1

(3) 水防倉庫、水防資材庫の位置図については、蒲郡市地域防災計画資料編に示すとおりである。

(4) 水防資器材

常に資器材の点検整備に努め、緊急事態に対応し得る資器材の備蓄を図る。

水防倉庫における資器材の備蓄状況は蒲郡市地域防災計画資料編に示すとおりである。



## 第4章 非常配備体制

### 第1節 水防本部員の非常配備体制

#### 1 水防本部の設置及び廃止

水防本部は、次の注意報のいずれかが愛知県全域又は蒲郡市に発表されたとき設置し、災害発生のおそれが解消し、又は水防活動がおおむね完了したと水防本部長が認めたときに廃止する。

- (1) 大雨注意報
- (2) 洪水注意報
- (3) 高潮注意報
- (4) 伊勢・三河湾津波注意報

#### 2 非常配備

水防本部の各部・班は、水防本部設置と同時に非常配備につき、気象情報等の収集、伝達、水防活動に必要な資器材等の準備、水防箇所の監視、警戒その他水防に必要な体制をとるものとする。

水防本部長が非常配備の必要がないと判断したときは、配備につかないことができるものとする。

#### 3 災害対策本部との関係

蒲郡市地域防災計画の基準に基づき災害対策本部が設置された場合は、水防本部は、災害対策本部に統合される。

### 第2節 消防団（水防隊）の非常配備

#### 消防団（水防隊）の非常配備の時期

第1段階（準備体制・待機）

気象の状況により水災が予想され又は自らの判断により水防上必要と認められたとき。

第2段階（全員非常招集）

出動命令が発せられたとき。

消防団の構成、管轄区域は蒲郡市地域防災計画資料編に示すとおりとする。

## 第5章 重要水防箇所

## 第1節 重要水防箇所

## 1 評定基準

種別	重 要 性			選定理由 (例示)
	A 水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	C やや危険な区間	
堤防 高 河 川	計画高水量に対して計画堤防余裕高が1/5以下の場合であり計画高水量を疎通せしめるには最も危険な箇所、または高潮区間の堤防にあっては計画高潮位が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水量に対して計画堤防余裕高が1/5～1/2の場合であり計画高水量を疎通せしめるには危険な箇所、または高潮区間の堤防にあっては現況の堤防高が計画高潮位を上回るものの、計画堤防高に満たない箇所。	計画高水量に対して計画堤防余裕高が1/2以上であり計画堤防余裕高より低い箇所。	堤防高不足
堤防 高 海 岸	設計高潮位が現況の堤防高を超える箇所。	設計高潮位が現況の堤防高を上回るものの、著しく設計堤防高に満たない箇所。		堤防高不足
堤防 断 面	一連の堤防のうち計画堤防断面に対して特に断面が狭小である箇所。または、堤防の上端幅(天端幅)が狭い箇所。(堤防断面積あるいは堤防の上端幅(天端幅)が計画の1/2以下の区間)。パラペットが設置されており、その高さが30cm以上の箇所。	一連の堤防のうち計画堤防断面に対して断面が狭小である箇所。または、堤防の上端幅(天端幅)が狭い箇所。(堤防断面積あるいは堤防の上端幅(天端幅)が計画の2/3以下の区間)。パラペットが設置されており、その高さが30cm未満の箇所。		堤防断面不足 堤防の上端幅(天端幅)不足 パラペット
堤防 強 度	堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱で法面が急勾配である箇所。法面の急勾配等により、法面崩壊、すべり、沈下等の実績がある箇所。水衝箇所の新堤で完成後3年以下で安全面に不安が感じられる箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱な箇所。土質等により、法面崩壊、すべり、沈下等が予想される箇所。新堤で完成後3年以下で安全面に不安が感じられる箇所。		堤体土質軟弱 基礎地盤軟弱 法面不良 水衝部の新堤防 新堤防
漏 水	堤体あるいは基礎地盤より漏水の実績があるもの又はそのおそれがある箇所。	漏水の実績があり、これに対して応急措置を講じられた箇所。	漏水等の不安が考えられる箇所。	漏水実績 おそれ
水 衝	水衝部において、低水護岸等が度々破損され、あるいは破堤、破堤寸前までの実績があるもの。	水衝部において、低水護岸や高水護岸があるが完全とは考えられない箇所あるいは護岸等が古くなって効用が著しく減じている箇所。		水衝部破堤実績 水衝部低水護岸 破損 水衝部護岸老朽

深掘れ(洗掘)	堤防と接している河岸が深掘れ(洗掘)されているところで、堤脚護岸の根固めが現在洗われており危険が予想される箇所。又、橋台取付部やその他の工作物の突出による堤体の深掘れ(洗掘)についても考慮する。なお波浪による河岸決壊により危険に瀕した実績あるものを含む。	低水路の河岸が深掘れ(洗掘)されているか河床の深掘れ(洗掘)の著しい箇所で堤脚護岸の根固め水制等が一部破損しており危険の生ずることが予想される箇所。		河岸深掘れ(洗掘) 河床深掘れ(洗掘) 河岸波浪
工事施工	工事等でやむなく出水期間中も樋門、樋管等の工作物を施工中のもので堤防を横断して開削している箇所その他工事施工に伴い一時的ではあるが危険が予想される場合。	樋管、橋台等施工箇所で堤防護岸が未施工の箇所。		工事中
工作物	取水堰、樋門、樋管等の堤防横断工作物で設置時期が古く、不等沈下、漏水等により不慮の事故が予想される箇所。陸閘が設置されている箇所。	取水堰、樋門、樋管等工作物の護岸等の補強措置が未施工の箇所。		工作物老朽 疎通能力不足 余裕高不足 陸閘 補強措置未施工

## 2 重要水防箇所

市内の重要水防箇所、設定箇所は資料編に示すとおりである。

### 第2節 重要工作物

- 1 河川、海岸及びため池で水防上注意を要する箇所は、資料編に示すとおりである。
- 2 水防管理団体は常に当該箇所の現況把握に努め、その水防対策を確立し、水防計画書または地域防災計画書に明記しなければならない。また、平常時の巡視の際に異常を発見したときは直ちに当該河川、海岸等の管理者に通報するものとする。
- 3 河川、海岸またはため池の管理者は、予想される危険の防止、軽減等当該施設の保全に努めなければならない。

## 第6章 水防に関連する予報・警報

### 第1節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準

#### 1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報（名古屋地方気象台発表）

水防に関連する気象、高潮及び洪水の注意報・警報は「警報・注意報発表基準表」の条件に該当すると予想される場合に、名古屋地方気象台から発表される。また、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。

また大雨や洪水などの警報・注意報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村をまとめた地域」の名称を用いる場合がある。

##### (1) 特別警報

###### ア 発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合

###### イ 特別警報に位置づける基準

現象の種類	基準
津波	大津波警報
地震	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合

「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下の表に記載する。

###### ・雨を要因とする特別警報の指標

①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を発表する。

①	48時間降水量及び土壌雨量指数 <sup>※1</sup> において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に県程度の広がり範囲内で50格子以上出現
②	3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm <sup>※2</sup> を超える格子のみをカウント対象とする）

※1：降った雨が地下の土壌中に貯まっている状態を表す値。

この値が大きいほど、土砂災害発生の危険性が高い。

※2：1時間50mmの雨が3時間続くことに相当。

###### ・台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hpa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

##### (2) 大雨注意報・大雨警報

###### ア 大雨注意報

大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。

###### イ 大雨警報

大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。

対象災害を浸水害と土砂災害に区別して発表される。

## ウ 大雨注意報・大雨警報基準

予報警報区分	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
大雨注意報	東 部	東三河南部	蒲郡市	1 1	9 2
大雨警報				2 3 (浸水害)	1 3 0 (土砂災害)

## (3) 高潮注意報・高潮警報

## ア 高潮注意報

台風等による海面の異常上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合に発表される。

## イ 高潮警報

台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。

各市町村の海岸における潮位予測を基に発表される。

## ウ 高潮注意報・高潮警報基準

予報警報区分	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位(標高m)
高潮注意報	東部	東三河南部	蒲郡市	1. 7
高潮警報				2. 5

## (4) 洪水注意報・洪水警報

## ア 洪水注意報

洪水によって災害が起こるおそれがあると予測される場合に発表される。

## イ 洪水警報

洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予測される場合に発表される。

## ウ 洪水注意報・洪水警報基準

予報警報区分	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 (表面雨量指数、 流域雨量指数)
洪水注意報	東 部	東三河南部	蒲郡市	西田川流域= 7 落合川流域= 6	落合川流域= (6, 6)※
洪水警報				西田川流域= 8. 7 落合川流域= 7. 5	—

※ 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

(1) 土壌雨量指数基準値\*は1 km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市内における基準値の最低値を示す。

(2) 洪水の欄中、「西田川流域=7」は、「西田川流域の流域雨量指数\*2 7以上」を意味する。

<参考>

\* 1 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。

\* 2 流域雨量指数：降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。

## (5) 気象情報

災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに、「警報」や「注意報」に先だって現象を予告し注意を呼びかける場合、あるいは注意報・警報等を発表している場合に注意報・警報を補

完するために発表されるときがある。

「記録的短時間大雨情報」・・・1 時間に100mm以上の猛烈な雨が観測又は解析された場合に発表される。

「土砂災害警戒情報」・・・大雨警報発表中に、更に土砂災害発生の危険度が高まったときに、愛知県と名古屋地方気象台が共同して、市町村を最小単位として発表される。

※ 気象情報のうち、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間またはそれ以上の長期間にわたって続き災害の発生する可能性がある等、社会的に大きな影響が予測されるときは、天候情報が発表される。

## 2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表）

伊勢・三河湾及び愛知県外海の各津波予報区に対しては、気象庁から津波警報・注意報、津波予報、津波情報が発表される。

### (1) 種類

種類	内容
津波警報	担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるときに発表される。
津波注意報	担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるときに発表する。
津波予報	津波による災害のおそれがないと予想されるときに発表する。

なお、予想される津波の到着時刻や高さなどの補足事項等は、津波情報として発表される。

### (2) 発表基準等

種類	発表基準	解説
津波警報	大津波 予想される津波の高さが高いところで3m以上である場合	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。
	津波 予想される津波の高さが高いところで1メートル以上3m未満である場合	高いところで2m程度の津波が予想されますので警戒してください。
津波注意報	予想される高さが高いところで、0.2メートル以上1m未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配はありません。
	0.2m未満の海面移動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面移動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要はありません。
	津波注意報解除後も海面移動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面移動が観測されており、今後も継続する可能性も高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分留意してください。

注) 1 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合には、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さを言う。

(3) 津波情報

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要事項を発表 津波予報（津波の心配がない場合を除く）を含めて発表

(4) 津波予報地区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。その内、蒲郡市が属する津波予報区は、次のとおりである。

津波予報区の名称	津波予報区域	津波予報区域に属する愛知県の市町村
伊勢・三河湾	愛知県(伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く。)	名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛鳥村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
	三重県(伊勢市以南を除く)	(三重県の市町村は省略)

## 第7章 水防警報

### 第1節 水防警報の意義

指定河川、海岸について国土交通大臣または知事が洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められたとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、水防管理団体の水防活動に指針を与えることを本質としている。(法第16条第1項)

ただし、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあつては、従事する者の安全の確保が図られるよう配慮されたものでなければならない。

### 第2節 水防警報の行われる河川及び海岸

#### 1 知事が水防警報を行う海岸の高潮に関する区域

海岸名	区域
愛知県沿岸	弥富市地先から静岡県境まで

#### 2 知事が水防警報を行う津波に関する区域

海岸線を有する市町村(19市町村)	名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
津波河川遡上の可能性がある県管理河川(蒲郡市関係河川)	落合川、紫川、西田川、拾石川

### 第3節 水防警報を発する基準

#### 1 知事が水防警報を行う海岸

市町村をまとめた地域	発令区域	発表基準(標高m)		発表者
		準備	出動	
東三河南部	蒲郡市	1.7	2.5	東三河建設事務所長

#### 2 知事が津波による水防警報を行う河川及び海岸

気象庁が「愛知県外海」又は「伊勢・三河湾」に「津波注意報」、「津波警報」又は「大津波警報」を発表した場合

### 第4節 水防警報の各段階と内容

準備	氾濫注意水位(警戒水位)を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出動を通知するもの。
出動	出動水位を超過し、消防団員(水防団員)等の出動を通知するもの。
情報	水防活動上必要な水位、その他河川・海岸の状況を通知するもの。
解除	水防活動の終了を通知するもの。

### 第5節 水防警報発表者及び受報者

水防警報発表者及び受報者は次のとおりである。



海岸名	発表者	受報者
愛知県沿岸	東三河建設事務所長	蒲郡市長
津波水防警報	愛知県知事(河川課)	

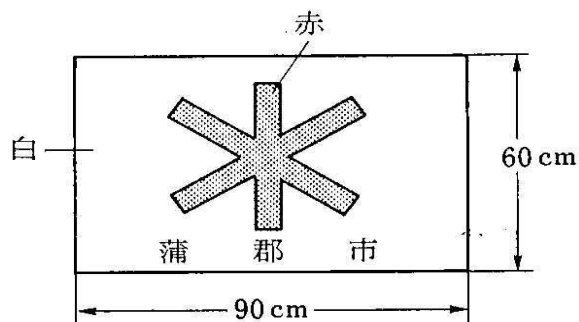
## 第6節 水防標識と水防信号

法第18条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。

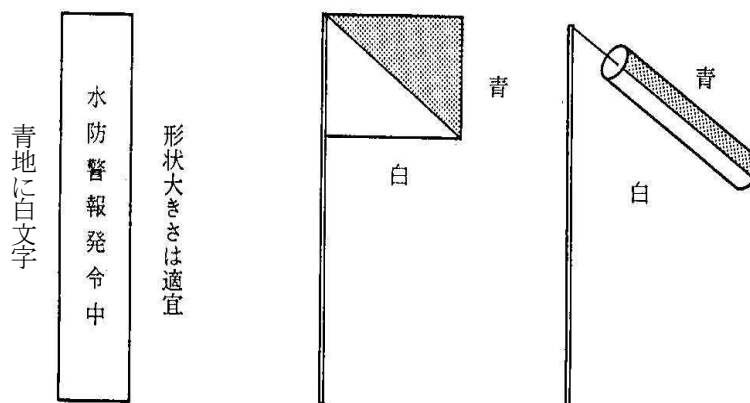
### 1 水防標識

#### (1) 緊急自動車優先通行標識

水防用緊急自動車は優先通行を確保するため、次の標識を用いるものとする。



#### (2) 水防警報発令標識



### 2 水防信号

法第20条に規定された水防信号は次のとおりである。

#### (1) 出動信号

消防団(水防隊)等に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

#### (2) 避難信号

必要と認める区域内の居住者に避難のための立退くべきことを知らせるもの  
水防信号は次のとおりである。

種 別	余韻防止サイレン信号
出 動	約5秒 ——— 約6秒 ——— ———
避 難	約3秒 ——— 約2秒 ——— ———

備考 信号継続時間は適宜とする。

## 第8章 水防活動

### 第1節 予報及び警報とその措置

#### 1 予報及び警報の種類（気象庁及び名古屋地方気象台発表）

名古屋地方気象台の発表する水防に必要な予報及び警報は、次のとおりである。

- (1) 気象注意報・気象警報  
暴風・大雨等によって災害が起きるおそれのある場合に発表する注意報及び警報
- (2) 高潮注意報・高潮警報  
台風等による海面の異常上昇に関する注意報及び警報
- (3) 洪水注意報・洪水警報  
主として気象の観測により予想される洪水に関する注意報及び警報（ただし、高潮・洪水に関する注意報・警報は、気象注意報・気象警報の中に含めて行う場合がある。）
- (4) 伊勢・三河湾津波注意報・津波警報・大津波警報  
津波による災害のおそれがあると予想される場合に発表
- (5) 津波情報  
津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を発表

#### 2 知事が行う水防警報

- (1) 水防警報（愛知県沿岸）  
降雨等による河川の洪水又は高潮により基準水位・潮位に達すると予測される場合に発表
- (2) 津波水防警報  
気象庁が伊勢・三河湾に津波注意報、津波警報、大津波警報を発表した場合

#### 3 予報等の受領とその措置

予報及び警報は消防長が受けて、蒲郡市地域防災計画「風水害等災害対策計画第3編第2章」に定めるところにより措置する。

### 第2節 気象等の観測及び通報

消防長は常に適確な気象状況の把握に努めるとともに、気象等観測担当者から正確な資料を敏速に受け、水防本部長に報告するものとする。

気象等の観測場所及び担当者は、蒲郡市地域防災計画資料編に示すとおりである。

#### 1 風向・風速・気圧並びに湿度の観測

観測担当者は、気象状況により毎時あるいは30分毎に観測し、消防長に報告するものとする。

#### 2 雨量の観測

観測担当者は、気象状況により相当の降雨量と認めるときは毎時あるいは30分毎に観測し、消防長に報告するものとする。

#### 3 水位の観測

観測担当者は、水位が通報水位及び警報水位に達したときは、消防長に報告するものとする。

- (1) 通報水位に達したとき、及び同水位に復したときは、その時刻を、また通報水位より警戒水位に達す

るまでの間は毎時あるいは30分毎に報告する。

- (2) 警戒水位に達し、なお、増水の模様あるときは20分毎に報告する。
- (3) 最高水位に達し減水に向うときは、水位とその時刻を報告する。

#### 4 潮位の観測

観測担当者は高潮のおそれがあるとき、又は高潮の危険が予想される旨の気象通報・水防警報を受けたときは潮位を観測し、毎時あるいは30分毎に消防長に報告する。

### 第3節 通信連絡

#### 1 通信施設の整備

通信連絡の確保は水防活動の根源である。とくに大災害時に発生する電話不通に際して迅速確実な通信体制を確立するため、発電機を併設する無線通信施設の整備を図り、非常時における通信連絡を確保する。

無線通信施設の整備状況は蒲郡市地域防災計画資料編に示すとおりである。

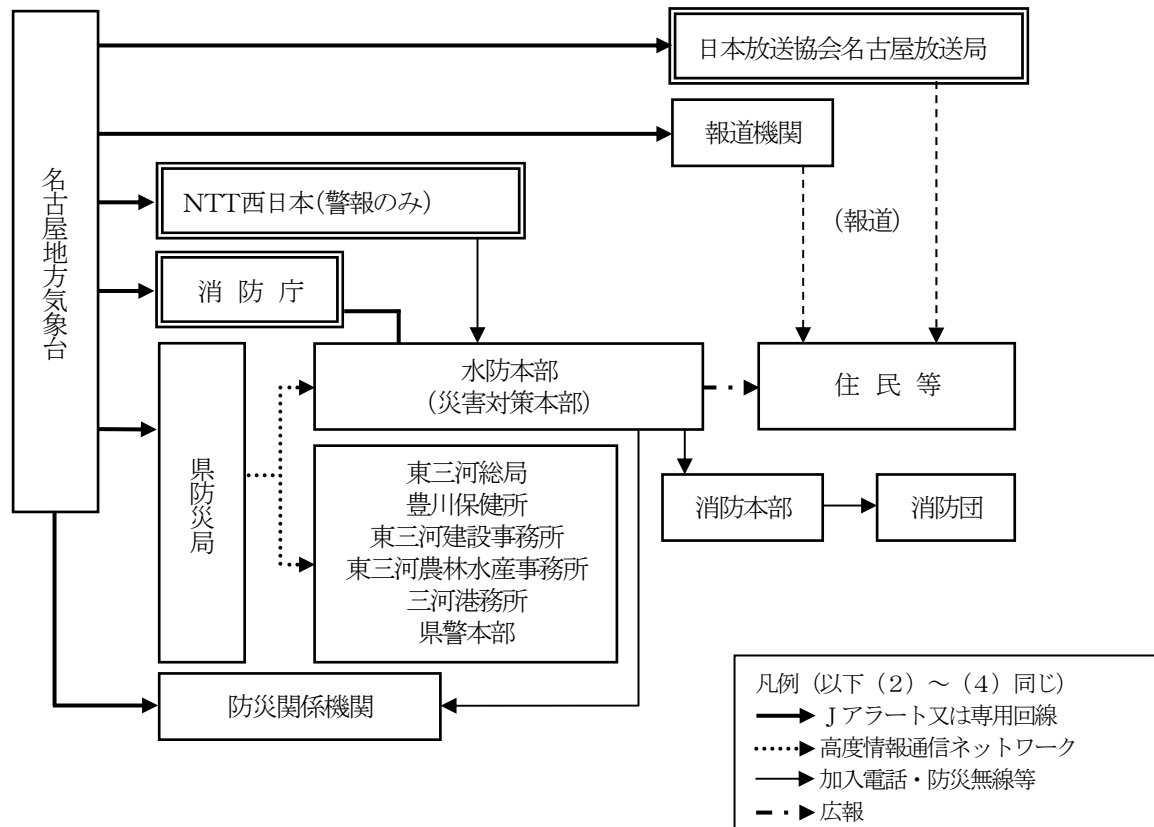
#### 2 気象状況等の連絡

気象情報をはじめ雨量・水位・潮位その他気象状況等については、東三河県民事務所その他関係機関と密接な連絡をとり資料を収集し、その状況により関係者及び一般に通報する。

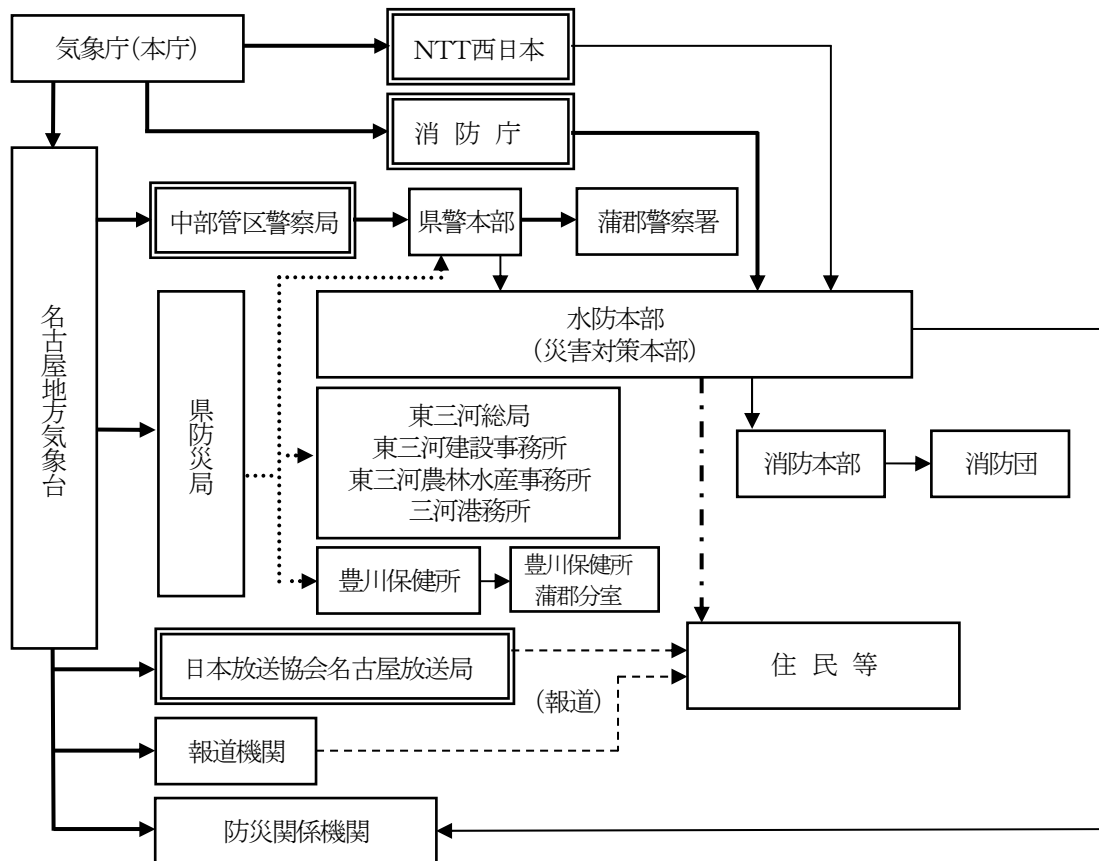
#### 3 気象情報の受領伝達系統

水防に必要な気象情報の通信連絡系統は次に示すとおりである。

- (1) 気象、高潮及び洪水に関する予報警報伝達系統図

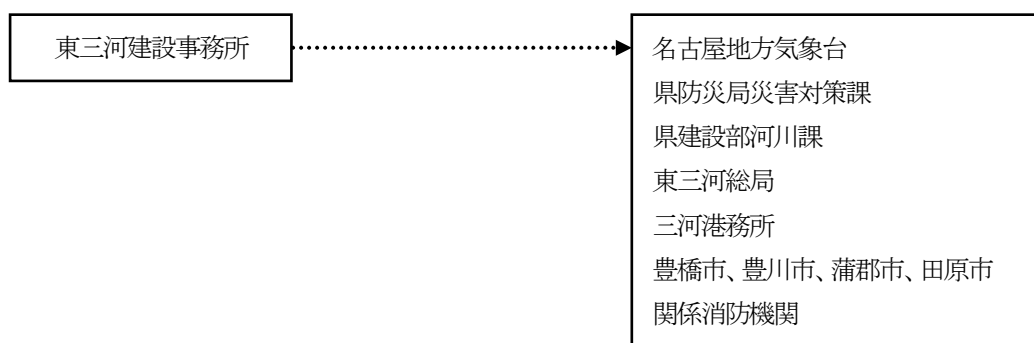


(2) 津波警報等の伝達系統図

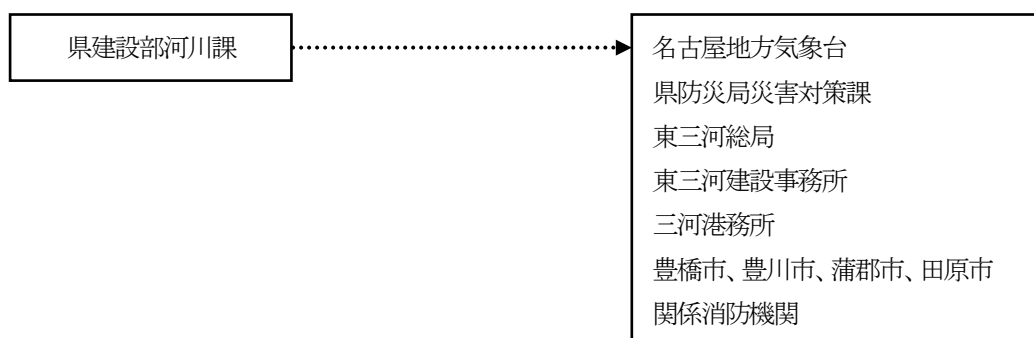


- ※1 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先。
- ※2 愛知県から市、市から住民への経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている。

(3) 高潮水防警報伝達系統図 (愛知県沿岸)



(4) 津波水防警報伝達系統図 (愛知県外海、伊勢・三河湾)



## 第4節 消防団（水防隊）の出動及び解除

### 1 水防管理者の責務

水防管理者は、次に示す基準等により消防団（水防隊）等に対し、出動準備（以下「準備」という。）又は出動を指示し、消防団（水防隊）の水防活動が迅速かつ適切に実施できるよう確保しなければならない。

### 2 準備及び出動の基準

#### (1) 準備

- ア 気象予警報、洪水予報及び水防警報が発令されたとき。
- イ 洪水及び高潮による漏水、破堤、水があふれる（越水）等の危険が予想される時。
- ウ 知事が水防警報を行う基準が発表基準（標高m）の準備水位に達したとき。
- エ その他水防管理者が必要と認めるとき。

#### (2) 出動

- ア 気象予警報、洪水予報及び水防警報が発令されたとき。
- イ 洪水及び高潮による漏水、破堤、水があふれる（越水）等の危険が切迫したとき。
- ウ 知事が水防警報を行う基準が発表基準（標高m）の出動水位に達したとき。
- エ その他水防管理者が必要と認めるとき。

### 3 準備及び出動の内容

消防団（水防隊）は、2の基準により水防管理者から準備及び出動の指示があった場合、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、概ね次の水防活動を行うものとする。

#### (1) 準備

- ア 水防資器材の整備点検をすること。
- イ 水こう門等の開閉準備をすること。
- ウ 重要水防箇所を含む水防上の注意箇所のパトロールを実施すること。
- エ その他水防上必要な措置をとること。

#### (2) 出動

- ア 河川、海岸等の監視警戒を行い、漏水、堤防の損傷等異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに水防工法の実施等事態に即応した措置をとること。
- イ 水防作業に必要な資器材を確保すること。
- ウ 水防作業を行う者に対し、必要な技術的指導を行うこと。
- エ 河川、海岸の現況を市等関係機関に報告すること。
- オ 消防団員（水防隊員）は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時間等を考慮して、団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

### 4 解除の基準

水位又は潮位が警戒を要する水位以下になり、水防作業の必要がなくなったとき。

## 第5節 消防団（水防隊）の水防活動における措置

- 1 消防団員（水防隊員）が出動した場合は、団長は直ちに水防本部長に出動人員及びその他必要事項を報告する。
- 2 消防団員（水防隊員）が出動し、災害に必要な水防作業を行ったときは、詳細についても同様とする。水防作業として、主な水防工法は次のとおりである。

原因	工 法	施工箇所	効 果	工法の概要
深掘れ(洗掘)	木流し工	水の流れが急となっている箇所流水が激しく堤防をたたき、深掘れ(洗掘)し始めている箇所	流水を緩やかにし、川側(川表)が崩れるのを防ぐ。川側(川表)の淀掛けを防ぐ(緩流部)。	樹木に重り土のうをつけて流し局部を被覆する。
	表シート張り工	川側(川表)が崩れだした箇所透水し始めた堤防	川側(川表)の崩壊を防ぐ。吸い込み口をふさぎ透水を防ぐ。	川側(川表)の漏水面に防水シート等を張る。
	立てかご工	急流部の川側堤防斜面(川表法面)、根固めが深掘れ(洗掘)決壊のおそれがある箇所	過去に深掘れ(洗掘)等した箇所の災害の再発を防ぐ。	川側堤防斜面(表法面)に蛇かごを立てて被覆する。
亀裂	折り返し工	堤防の上端(天端)に亀裂が生じた箇所(粘土質堤防)	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	上端(天端)の亀裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する。
	打ち継ぎ工	堤防の上端(天端)に亀裂が生じた箇所(砂質堤防)	亀裂の拡大を防ぐ。	上端(天端)の亀裂をはさんで両肩付近に杭を打ち、鉄線で結束する。
	五徳縫い工	堤防の居住側斜面(裏法)または裏小段に亀裂が生じた箇所	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	居住側斜面(裏法面)の亀裂を竹で縫い崩落を防ぐ。
	かご止め工	堤防の居住側斜面(裏法)または裏小段に亀裂が生じた箇所	堤防の居住側斜面(裏法面)や裏小段の亀裂や崩壊を防ぐ。	居住側斜面(裏法面)に菱形形状に杭を打ち、竹又は鉄線で縫う。
	つなぎ縫い工(竹)	堤防の上端(天端)や居住側斜面(裏法)に亀裂が生じている箇所	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	亀裂部分をはさんで杭を打ち、竹で結束する。
漏水	釜段工	堤防裏小段や堤防近くの平場	漏水の噴出口を中心に土のうを積んで水を貯え、その水圧により噴出を抑える。	裏小段、居住側斜面(裏法)先平地に円形に積み土のうする。
	月の輪工	堤防の居住側斜面(裏法面)に漏水した水が噴き出している箇所	土のうを積んで河川水位と漏水口との水位差を縮めて水圧を弱め、漏水口の拡大を防ぐ。	居住側斜面(裏法)に半円形に土のうを積む。
越水(堤防からの水のあふれ)	積土のう工	堤防が沈下した箇所、増水が早く水が堤防を超えそうな箇所	水があふれること(越水)を防ぐ。	堤防上端(天端)に土のうを数段積み上げる。

	改良積土のう工	堤防が沈下した箇所、増水が早く水が堤防を超えそうな箇所	水があふれること(越水)を防ぐ。	堤防上端(天端)に杭を打ってシートを張り、土のうを数段積み上げる。
	せき板工	堤防が沈下した箇所、増水が早く水が堤防を超えそうな箇所	水があふれること(越水)を防ぐ。	堤防上端(天端)に杭を打ち、板を杭に釘付けし、背後に土砂又は土のうを積む。
	水マット工	堤防が沈下した箇所、増水が早く水が堤防を超えそうな箇所	水があふれること(越水)を防ぐ。	ビニロン帆布製水のうを上端(天端)に置き、ポンプで水を注入する。
	蛇かご積み工	堤防が沈下した箇所、増水が早く水が堤防を超えそうな箇所	水があふれること(越水)を防ぐ。	堤防上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く。
	裏シート張り工	水があふれる(越水)又はそのおそれのある箇所の居住側堤防斜面(裏法面)	水があふれること(越水)による居住側堤防斜面(裏法面)の崩壊を防ぐ。	堤防居住側斜面(裏法面)を防水シートで被覆する。
決壊防止	築き廻し工	堤防の川側斜面(表法面)の深掘れ(洗掘)が進んでいる箇所、堤防上端(天端)まで崩壊し、復員不足になりつつある箇所	堤防断面の厚みをつけ、破堤するのを防ぐ。	居住側斜面(裏法面)に土のうを積む。
	杭打ち積み土のう工	堤防の居住側斜面(裏法面)が崩れた、又は崩れそうな箇所	居住側斜面(裏法面)の崩壊を防ぐ。	堤防斜面(法)崩れの下部に杭を打ち、土のうを積む。
	土のう羽口	堤防の居住側斜面(裏法面)が崩れた箇所	居住側斜面(裏法面)の崩れた箇所を補強し、堤防の崩れの拡大を防ぐ。	崩壊箇所に土のうを積み、竹で刺し貫いて、地上に突き出た竹を縫って、固定する。
	わく入れ工	流れが急流となっている箇所、堤脚の深掘れ	急流河川の流れをゆるやかにする。堤脚深掘れ(洗掘)の拡大を防ぐ。	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などを投入する。

## 第6節 消防団(水防隊)の監視及び警戒

### 1 常時監視

洪水又は高潮のおそれが見込まれるときは、本部長の指示又は自発的に消防団長(水防隊長)は、河川堤防等に監視員を配置して管轄区域内の警戒にあたり、水防上危険であると認める所があるときは、水防本部長に報告する。

### 2 非常警戒

非常警戒が発動されたときから消防団長(水防隊長)は河川・堤防等の監視警戒を厳重にする。

特に既往の被害箇所その他水防上の注意箇所等を中心に実施し、異常を発見した場合は、直ちに水防本部長に報告する。

## 第7節 水こう門等の操作

### 1 水こう門等の操作

水こう門等の操作は消防団（水防隊）または、蒲郡市が指定したひ門操作者が行い分団長は気象等の状況の通報を受けたときは、水位の変動を監視し必要に応じて水こう門等の開閉を行う。

### 2 水こう門等の整備

管理者は、原則として月1回以上水こう門等の操作に支障のないよう点検整備を行わなければならない。

### 3 蒲郡市樋門操作規定（抜粋）

（目的及び操作）

第3条 樋門の操作は、高潮の防御と堤内排水路への逆流を防止し、洪水時における堤内排水路の水位を下げること及び津波による水害の防止を目的とする。

2 前項の操作を、消防本部・消防団・災害対策本部で実施するものとする。

（樋門操作者と操作の報告）

第4条 前条の目的のために、前条第2項に定めるもの以外で市長が認めるもの（以下「樋門操作者」という。）は樋門の操作をすることができる。この操作により樋門が全閉若しくは全開したとき、又は事故等が発生したときは、樋門操作者は速やかに消防本部へ報告するものとする。

第5条 樋門は、次の各号に定めるところにより操作するものとする。

- (1) 台風接近時は、前日までに自在扉の固定を解除する。
- (2) 高潮時（出水位よりも潮位が高い場合）は、樋門を閉ざして防潮をはかる。
- (3) 出水時（出水位よりも潮位が低い場合）は、樋門を開いて排水の速やかな疎通をはかる。
- (4) 出水と高潮が重なるとき（出水位および潮位が同程度の場合）は、自在扉の動きにより又は内外水位を判断して、たえず内水位が低くなるよう樋門を操作する。
- (5) 津波情報により津波到達までに時間の猶予がある場合には樋門を操作する。
- (6) 1か所の樋門に複数ある扉の開閉の順序は、原則として、閉鎖の場合は中央部のものから順次行い、開放の場合は閉鎖の順序の逆により行うものとする。

（操作方法の特例）

第6条 事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前条に規定する方法以外の方法により樋門を操作することができる。

（点検及び整備）

第7条 消防本部は、樋門を良好に維持するため、操作に必要な機械、器具等についての点検及び門扉の前後並びに側面等の状況を調査し管理者へ報告するものとする。この場合、第3条、第5条の規定にかかわらず樋門を操作することができる。

2 管理者は、前項の報告を受けた場合はこれを整備し記録するものとする。

（操作に関する記録）

第8条 樋門を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 樋門のゲートが全開または全閉したときの年月日及び時刻
- (2) 気象及び水位の状況
- (3) 操作の際に行った通知の状況



(4) 第6条に該当するときは、操作の理由

(5) その他参考となるべき事項

(樋門警戒態勢の実施)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに樋門警戒態勢に入るものとする。

(1) 高潮、洪水等により外水位が堤内側の樋門水位に達するおそれがあるとき。

(2) その他の高潮、洪水等が発生するおそれがあるとき。

(樋門警戒態勢における措置)

第10条 樋門警戒態勢においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

(1) 高潮、洪水等において、樋門を適切に管理することができる要員を確保すること。

(2) 樋門及び樋門を操作するために必要な機械器具等の点検及び整備を行うこと。

(3) 樋門の管理上必要な気象、水位の観測及び関係機関との連絡並びに応報を密にすること。

(4) その他樋門の管理上必要な措置。

(樋門警戒態勢の解除)

第11条 樋門警戒態勢は、外水位が樋門水位より減衰して再び上昇するおそれなくなったとき、又は樋門水位に達することなく、さらに上昇するおそれなくなったときは解除するものとする。

## 第8節 避難のための立退き

避難は原則として避難者各自が行うものとし、自主判断により、縁故関係先または指定避難場所に避難するものとする。避難立退きについては蒲郡市地域防災計画に定めるところであるが、大要は、次のとおりである。

### 1 避難準備・高齢者等避難開始

災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者に早めの段階で避難行動を求めるものとする。

### 2 避難勧告、避難指示（緊急）

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。

### 3 立退きの指示

水防管理者として洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くことを指示するものとする。

避難場所については、蒲郡市地域防災計画資料編に示すとおりである。

### 4 報告

避難勧告または避難指示（緊急）をする場合は、愛知県知事にその旨を報告する。立退きの指示をする場合は、蒲郡警察署長にその旨を通知する。（法第29条）

### 5 港湾における船舶の避難

高潮等による船舶の避難は、次のとおりとする。

- (1) 三谷地区 三谷漁港
- (2) 形原地区 形原漁港
- (3) 西浦地区 倉舞港・稲生港・鬮港・知柄漁港
- (4) 蒲郡地区 三河港蒲郡地区

## 第9節 非常輸送

水防時における人員並びに資器材輸送のために車両・舟艇等の確保運用を図る。

### 1 輸送経路

水防時における輸送経路については、水防本部において管内各所より通報に基づきその状況を把握し、通行路線を適確に定め迅速を図るものとする。

### 2 車両等の借上

非常災害時における人員並びに応急対策用資器材輸送のための車両等借上計画表は蒲郡市地域防災計画資料編に示すとおりである。

## 第10節 決壊等の通報及び処置

- 1 堤防その他の施設が決壊したときは、直ちに次の関係方面に対し通報及び連絡し愛知県防災情報システムへ入力するものとする。(順不同)

三河海上保安署

蒲郡警察署

東三河総局

東三河建設事務所

三河港務所蒲郡出張所

豊川保健所蒲郡保健分室

西日本電信電話（株）名古屋支店

その他必要な機関

- 2 決壊箇所については、できる限り氾濫による被害を拡大しないように努めなければならない。

## 第11節 水防解除

水防本部長は、水位が警戒水位以下になり、かつ、危険がなくなったとき、又は高潮のおそれなくなつて水防解除を命じたときは、これを一般に周知するとともに第10節に示す関係方面に通報しなければならない。

## 第9章 他の水防管理団体との協力応援

### 第1節 水防災協議会

愛知県は、県管理河川等を対象に、中部地方整備局、名古屋地方気象台、関係市町村、関係諸団体とともに、水防災協議会を設立した。

水防災協議会において、中小河川等における氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各機関が計画的・一体的に取り組んでいくこととしている。

本市における県管理河川等を対象とした水防災協議会は下記のとおりであり、直轄河川の水防災協議会である豊川水防災サミット（事務局：豊橋河川事務所）と連携を図るとともに、水災害に備え国や市町村などとの連携を強め、水害の軽減に努めるものとしている。

協議会の名称	事務局	構成員
豊川圏域 水防災協議会	県：建設部	県：建設部（河川課、圏域内建設事務所）、防災局 市町村：8市町村 気象台：名古屋地方気象台 中部地方整備局（オブザーバー）：豊橋河川事務所

### 第2節 隣接水防管理団体の応援

水防管理者は、緊急の場合、必要に応じ他の水防管理者に対し応援を求めることができる。（法第23条第1項）

応援のため派遣されたものは、水防管理者の所属のもとに行動するものとする。（法第23条第2項）

### 第3節 その他の応援

#### 1 地元民の応援

水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、関係者以外の立入を禁止し、若しくは制限し、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させるものとする。（法第21条第1項、法第24条）

#### 2 海上保安官及び警察官の応援

水防管理者は水防のため必要があると認めるときは、海上保安署長及び警察署長に対し、応援の出動を求めるものとする。

#### 3 自衛隊の応援

大規模の応援を必要とする緊急事態が生じたときは、水防管理者は知事に対し、自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

### 第4節 河川管理者の協力事項

#### 県と市との協力事項

愛知県知事（以下「河川管理者」という。）と水防管理団体の長である蒲郡市長（以下「市長」という。）は、水防管理団体が行う水防のための活動に必要な河川管理者の協力事項について、次のとおり確認する。（河川管理者の協力事項）

第1条 河川管理者は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防協力団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 一 河川に関する情報の提供
- 二 水防管理者が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 三 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 四 水害に関する地域住民への啓発

(河川に関する情報の提供)

第2条 前条第一号に関し、河川管理者は、水防管理団体への情報伝達の方法を定めるものとする。

(適用)

第3条 この確認は、河川管理者が同意した日から適用する。また、内容に疑義が生じた場合、又は社会情勢の変化等により変更する必要がある場合には、河川管理者と蒲郡市長は再協議のうえ、適宜変更するものとする。

2 市長は、この確認の内容を水防計画に記載するものとする。前号の変更があった場合には、その変更内容を水防計画に反映させるものとする。

#### **第5節 河川管理者からの情報提供（ホットライン）**

市長が行う避難勧告等の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者としての建設事務所長が氾濫のおそれがあるときなどに、自ら市長本人へ直接情報を伝える仕組みを構築し、「ホットライン」運用要綱を定め、運用する。

## 第10章 水防訓練等

### 第1節 水防訓練等

水防管理団体は、法第32条の2の規定に基づき毎年1回以上水防訓練を行うものとする。また、法第32条の3の規定に基づく津波避難訓練に参加する。

#### 1 訓練の種別

水防訓練は、通信訓練・招集訓練・水防工法訓練・輸送訓練・観測訓練・水こう門等操作訓練・避難訓練及び津波避難訓練とする。

#### 2 訓練実施要領

訓練の実施は、各訓練種目毎の計画による訓練と総合的に行う訓練との二種に分け、災害時に対応する体制を整えるために行うものとする。

### 第2節 費用負担と公用負担

#### 1 費用負担

水防管理団体に対する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との間の協議によって決める。

また、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は当該水防より著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。ただし、費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって決め、協議が成立しないときには、知事にあつせんを申請することができる。

#### 2 公用負担

##### (1) 公用負担権限

水防のため必要あるときは、水防管理者又は消防長は、次の権限を行使することができる。(法第28条第1項)

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用
- ウ 土石、竹木その他の資材の収用
- エ 車両、その他の運搬用機器の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

##### (2) 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、消防長にあつては、その身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者にあつては、次の証明書を携行し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。

公用負担権限証明書	
蒲郡市消防団〇〇分団 氏 名	
上記の者に〇〇の区域における水防法第 2 8 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。	
年 月 日	
蒲郡市長	印

(3) 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成して、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

(第 号)		公 用 負 担 証	
目的物	種類		
負担内容	使用	収用	処分等
年 月 日			
		蒲郡市長	印
		事務取扱者	印
殿			

(4) 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対しては、水防管理団体である市は時価によりその損失を補償する。(法第 2 8 条第 2 項)

### 第3節 水防報告と水防記録

水防管理者は、水防が終結したときは7日以内に次の事項を取りまとめて、水防報告書（第1号様式）により東三河建設事務所に報告するとともに水防記録を作成しこれを保管する。

- (1) 水防本部設置及び水防解除の日付及び時刻
- (2) 消防団員又は消防機関に属する者の出動時期及び出動人員
- (3) 巡視警戒、水防工法等水防作業の状況
- (4) 堤防、水こう門等の異常の有無及びそれに対する処置とその効果
- (5) 使用資器材の種類・数量
- (6) 法 2 8 条による公用負担の内容
- (7) 応援の状況
- (8) 避難勧告及び立退きの指示の発令日時、発令区域
- (9) 水防関係者の死傷
- (10) 水防功労者及び功績
- (11) 水防管理者の所見
- (12) その他必要事項

第1号様式

水 防 報 告 書 (水防管理団体)

報告者

番号

内線

水防管理団体名		平成 年 月 日報告				
増水(出水)の概要		級 川水系		川始め 河川		
		最高時間雨量	mm	月 日	時	地内
		総雨量	mm	月 日	時 月 日 時	
水 防 活 動	実施日時	月 日 時頃 ~ 月 日 時頃				
	実施箇所	No.	河川名	左右岸	位置	人員
		1			m	名
		2				
3						
延出動人員	水防団 名 自衛隊 名 居住者 名		消防団 名 ( ) 名 計 名			
水防作業の概要及び水防工法						
水防の結果	種別	人	家屋	田畑	堤防	その他
	水防の効果	名	棟	ha	m	
	被害					
使用資器材	種類	数量	単価	金額(円)		
特記事項						

備考

「増水(出水)の概要」「実施箇所」…複数ある場合は別紙に記載すること。

「特記事項」…①水防功労者の氏名、年齢、所属、功績概要、②決壊(破堤)又は水があふれた(越水)箇所を記入すること。紙面が足りない場合は別紙とすること。